

別添 1

京都市道高速道路 1 号線等に関する協定

京都市道高速道路1号線等に関する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、京都市道高速道路1号線等に関し、機構法第12条第1項の機構の業務及び道路会社法第5条第1項第1号又は第2号の会社の事業（以下「業務等」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第2条 機構及び会社は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高い公共性を有する高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（以下「高速道路の管理」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする。

（協定の対象となる高速道路の路線名）

第3条 本協定の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- （1）京都市道高速道路1号線
- （2）京都市道高速道路2号線

（工事の内容）

第4条 会社が行う新設に係る工事の内容は、別紙1-1から別紙1-3までのとおりとする。

- 2 会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容は、別紙2のとおりとする。
- 3 会社は、前項に規定する修繕に係る工事のうち第14条第1項の助成の対象となるものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出し、機構の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 4 会社は、第2項に規定する修繕に係る工事のうち前項に規定するもの以外のものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、修繕によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に修繕工事報告書を機構に提出するものとする。
- 5 会社は、災害復旧に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、災害復旧工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、災害復旧によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に災害復旧工事報告書を機構に提出するものとする。

(新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額)

第5条 新設又は改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙1-1から別紙1-3までのおりとする。

- 2 修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙3のおりとする。

(災害復旧に係る債務引受限度額)

第6条 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙4のおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社が機構から機構法第12条第1項第5号又は第6号の無利子貸付けを受けて災害復旧を行った場合には、前項の限度額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものを同項の限度額とする。

(無利子貸付けの貸付計画)

第7条 機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第6号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画は、別紙5のおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第6号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けに係る貸付金の額は、機構が政府若しくは地方公共団体から受けた機構法第12条第1項第4号の出資金(会社の管理する高速道路に係る部分に限る。)又は地方公共団体から交付された同項第6号の補助金(災害復旧に係る部分を除き、会社の管理する高速道路に係る部分に限る。)に相当する額とする。

(貸付けに係る道路資産の内容)

第8条 機構が会社へ貸し付ける道路資産の内容は、第3条に規定する協定の対象となる高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(道路資産の貸付料)

第9条 機構が会社に対して貸し付ける道路資産の貸付料は、別紙6の額とする。

2 会社は、毎年度の前項の貸付料を1ヶ月ごとに分割して機構に支払うものとし、その支払期限は、翌月の15日とする。ただし、支払期限が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期限とする。

3 会社は、前項に規定する支払期限までに、機構の発行する支払請求書に基づき、支払うものとする。

4 会社は、第2項に規定する支払期限までに前項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、次項に規定するときを除き、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

5 機構は、大規模な災害の発生等やむを得ない事由により会社が第2項に規定する支払期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払うことができないと認めるときは、その期限を延長することができる。この場合において、会社は支払期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じた利息を機構に支払うものとし、その利息は機構と会社が協議して定めるものとする。

6 会社は、前項の規定による延長期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

第10条 毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」という。)が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ各号に定める額を貸付料とする。

一 別紙7の金額(以下「計画収入」という。)に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」という。)を超えた場合 前条第1項に定める金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額

二 計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」という。)を下回った場合 前条第1項に定める金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額

- 2 会社は、前項第1号に該当する場合において、実績収入から加算基準額を減じた金額を、機構の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、機構に支払うものとする。
- 3 機構は、第1項第2号に該当する場合において、減算基準額から実績収入を減じた金額を、会社の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、会社に支払うものとする。
- 4 前条第4項から第6項までの規定は、第2項及び前項の場合に準用する。

(道路資産の貸付期間)

第11条 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に帰属した日から平成62年9月30日までとする。

(料金の額及びその徴収期間)

第12条 第3条に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間は、別紙8のとおりとする。

(維持、修繕その他の管理)

第13条 会社は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(助成)

第14条 会社は、その経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に関する工事(修繕に関する工事にあつては、あらかじめ第4条第3項の同意を得たものに限る。以下同じ。)に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第7号に掲げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。

2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該新設、改築又は修繕に関する工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

当該新設、改築又は修繕に係る工事の内容

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

に係る助成対象基準額

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの額

3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、新設又は改築に関する工事にあっては、別紙1-1から別紙1-3に記載の額とし、修繕に関する工事にあっては、第4条第3項の修繕工事計画書に記載の額とする。

4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額（会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。

第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。

申請に係る新設、改築又は修繕に関する工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。

申請書に記載された事項が適正であること。

（道路資産の機構への帰属）

第15条 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。）第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する場合には、会社は、あらかじめ、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書（以下「道路資産原簿等」という。）を機構に提出するものとする。

2 機構は、必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うことができる。

(債務の引受け)

第16条 機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために会社が負担した債務を機構が引き受ける場合には、会社は、あらかじめ、当該引受けに係る債務目録及び金銭消費貸借契約書、社債原簿その他証書類(以下「証書類」という。)を機構に提出し、機構の立会いの下に当該債務目録と証書類の照合を行うものとする。

(協定の変更)

第17条 機構及び会社は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

2 機構及び会社は、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特別措置法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、相互に、本協定の変更を申し出ることができる。

3 前2項の規定による変更の申出があった場合には、機構及び会社は、その申出に誠実に対応しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく協定の変更は、業務等の実施状況を勘案し、債務の返済等の確実かつ円滑な実施及び高速道路の管理の適切かつ円滑な実施が図られるよう行うものとする。

(協議等)

第18条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構と会社が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、平成18年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

阪神高速道路株式会社
代表取締役会長 田 中 宰

別紙 1 - 1

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

京都市道高速道路 1 号線

(京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町から京都府京都市伏見区深草中川原町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 京都市道高速道路1号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町 から
京都府京都市伏見区深草中川原町 まで

(ロ) 延 長 2.7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町 から 京都府京都市伏見区深草中川原町 まで	60	2.7	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町 から 京都府京都市伏見区深草中川原町 まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
京都府道勸修寺今熊野線	京都市山科区西野山桜ノ馬場町付近	立体接続	山科出入路(仮称)
京都市道墨染通	京都市東山区福稲柿本町付近	立体接続	十条出入路(仮称)
京都市道深草緯214号線	京都市伏見区深草藤田坪町付近	立体接続	十条出入路(仮称)

(4) 工事予算 71,060百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手年月日
平成 7年 3月31日

工事の完成予定年月日
平成20年 5月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35,076 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34,578 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 2

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

京都市道高速道路1号線・京都市道高速道路2号線 (京都府京都市伏見区深草中川原町から京都府京都市伏見区竹田向代町川町まで)に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 京都市道高速道路1号線
京都市道高速道路2号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府京都市伏見区深草中川原町 から
京都府京都市伏見区竹田向代町川町 まで

(ロ) 延長 1.9キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府京都市伏見区深草中川原町 から 京都府京都市伏見区竹田向代町川町 まで	60	1.9	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル(暫定)

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府京都市伏見区深草中川原町 から 京都府京都市伏見区竹田向代町川町 まで	2車線 (暫定)	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.25 × 2	2.50	-	-	-	暫定
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分	1.25 × 2	2.50	-	-	-	暫定

(チ) 付加車線の標準幅員

-

(リ) 中央帯の標準幅員

-

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
京都都市計画道路竹田街道	京都市南区東九条柳下町付近	立体接続	鴨川西出入路(仮称)

(4) 工事予算 4,250百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

- イ 京都府京都市伏見区深草中川原町から京都府京都市伏見区深草西川原町まで
平成21年 4月 1日
 - ロ 京都府京都市伏見区深草西川原町から京都府京都市伏見区竹田向代町まで
平成22年 4月 1日
 - ハ 京都府京都市伏見区竹田向代町から京都府京都市伏見区竹田向代町川町まで
平成12年 1月24日
- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

工事の完成予定年月日

平成23年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,339 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,129 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 3

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

京都市道高速道路 2 号線

(京都府京都市伏見区竹田向代町川町から京都府京都市伏見区向島大黒まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 京都市道高速道路2号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府京都市伏見区竹田向代町川町 から
京都府京都市伏見区向島大黒 まで

(ロ) 延長 5.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府京都市伏見区竹田向代町川町 から 京都府京都市伏見区向島大黒 まで	60	5.5	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府京都市伏見区竹田向代町川町 から 京都府京都市伏見区向島大黒 まで	4車線	-	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分	-	-	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
京都市道油小路通	京都市南区上鳥羽尻切町付近	立体接続	上鳥羽入路(仮称)
京都市道油小路通	京都市伏見区竹田向代町川町付近	立体接続	上鳥羽出路(仮称)
京都市道油小路通	京都市伏見区竹田西内畑町付近	立体接続	伏見北(北向き)出入路(仮称)
京都市道油小路通	京都市伏見区竹田鳥羽殿町付近	立体接続	伏見北(南向き)出入路(仮称)
京都市道油小路通	京都市伏見区横大路下三栖辻堂町付近	立体接続	伏見南出入路(仮称)
京都都市計画道路京都大阪線	京都市伏見区向島大黒付近	平面接続	

(4) 工事予算 62,622百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手年月日

平成12年 1月24日

工事の完成予定年月日

平成20年 1月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25,224百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,934百万円) (消費税込み)

別紙2

(協定第4条第2項関連)
(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る)で行う工事の内容は、以下のとおり。
ただし、固定資産について支出する金額で、
当該資産の使用可能期間を延長させる(耐久性を増す)部分に対応する金額
その支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる(価値を高める)部分に対応する金額
の何れかに該当するものに限る。(ただし、災害復旧に係る部分を除く。)

工事の内容
1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. のり面修繕
4. 土工修繕
5. 舗装修繕
6. 交通安全施設修繕
7. 交通管理施設修繕
8. 渋滞対策
9. 休憩施設修繕
10. 雪氷対策施設修繕
11. 震災対策
12. 環境対策
13. トンネル防災
14. のり面防災
15. 雪害対策
16. のり面付属物設置
17. 橋梁付属物設置
18. トンネル施設修繕
19. 電気施設修繕
20. 通信施設修繕
21. 建築施設修繕
22. 機械施設修繕

別紙 3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	-
H 1 9	13
H 2 0	103
H 2 1	112
H 2 2	111
H 2 3	124
H 2 4	123
H 2 5	123
H 2 6	123
H 2 7	165
H 2 8	217
H 2 9	220
H 3 0	236
H 3 1	238
H 3 2	242
H 3 3	246
H 3 4	250
H 3 5	255
H 3 6	258
H 3 7	259
H 3 8	409
H 3 9	441
H 4 0	444
H 4 1	449
H 4 2	451
H 4 3	451
H 4 4	459
H 4 5	471
H 4 6	471
H 4 7	474
H 4 8	474
H 4 9	474
H 5 0	474
H 5 1	474
H 5 2	474
H 5 3	474
H 5 4	474
H 5 5	474
H 5 6	474
H 5 7	474
H 5 8	474
H 5 9	474
H 6 0	474
H 6 1	474
H 6 2	384

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

債務引受限度額	115
---------	-----

無利子貸付けの貸付計画

阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(百万円)

年度	無利子貸付計画額
H18	6,828
H19	1,761
H20	564
H21	282
H22	384
H23	0
H24	0
H25	0
H26	0
H27	0
H28	0
H29	0
H30	0
H31	0
H32	0
H33	0
H34	0
H35	0
H36	0
H37	0
H38	0
H39	0
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
			うち盛土・切土・のり面構造物等分		
H 1 8	-	-	-	-	-
H 1 9	34	0	0	0	0
H 2 0	1,077	110	622	23	599
H 2 1	2,513	326	1,842	69	1,773
H 2 2	4,416	612	3,458	130	3,329
H 2 3	6,039	856	4,837	182	4,655
H 2 4	6,568	936	5,287	199	5,088
H 2 5	6,799	971	5,483	206	5,277
H 2 6	6,918	989	5,584	210	5,374
H 2 7	7,030	1,005	5,679	213	5,466
H 2 8	7,074	1,012	5,716	215	5,502
H 2 9	7,145	1,023	5,777	217	5,560
H 3 0	7,208	1,032	5,830	219	5,611
H 3 1	7,276	1,042	5,888	221	5,667
H 3 2	7,318	1,049	5,924	222	5,701
H 3 3	7,293	1,045	5,902	222	5,681
H 3 4	7,266	1,041	5,879	221	5,659
H 3 5	7,268	1,041	5,881	221	5,660
H 3 6	7,221	1,034	5,841	219	5,622
H 3 7	7,197	1,031	5,821	219	5,602
H 3 8	7,192	1,030	5,817	218	5,598
H 3 9	7,307	1,047	5,914	222	5,692
H 4 0	7,269	1,041	5,882	221	5,661
H 4 1	7,249	1,038	5,865	220	5,645
H 4 2	7,245	1,038	5,862	220	5,642
H 4 3	7,229	1,035	5,848	220	5,628
H 4 4	7,168	1,026	5,796	218	5,579
H 4 5	7,130	1,020	5,764	216	5,547
H 4 6	7,091	1,015	5,731	215	5,516
H 4 7	7,081	1,013	5,722	215	5,507
H 4 8	7,021	1,004	5,671	213	5,458
H 4 9	6,987	999	5,642	212	5,431
H 5 0	6,950	993	5,611	211	5,400
H 5 1	6,939	992	5,602	210	5,391
H 5 2	6,881	983	5,552	209	5,344
H 5 3	6,845	978	5,522	207	5,314
H 5 4	6,810	972	5,492	206	5,286
H 5 5	6,799	971	5,483	206	5,277
H 5 6	6,742	962	5,434	204	5,230
H 5 7	6,708	957	5,405	203	5,202
H 5 8	6,673	952	5,376	202	5,174
H 5 9	6,662	950	5,366	202	5,165
H 6 0	6,605	942	5,318	200	5,118
H 6 1	6,571	936	5,289	199	5,090
H 6 2	2,649	372	2,104	79	2,025

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	0
H 1 9	204
H 2 0	2,642
H 2 1	4,195
H 2 2	6,169
H 2 3	7,917
H 2 4	8,450
H 2 5	8,653
H 2 6	8,773
H 2 7	8,925
H 2 8	8,985
H 2 9	9,068
H 3 0	9,152
H 3 1	9,261
H 3 2	9,319
H 3 3	9,309
H 3 4	9,300
H 3 5	9,316
H 3 6	9,282
H 3 7	9,272
H 3 8	9,263
H 3 9	9,279
H 4 0	9,244
H 4 1	9,235
H 4 2	9,226
H 4 3	9,214
H 4 4	9,152
H 4 5	9,116
H 4 6	9,079
H 4 7	9,068
H 4 8	9,007
H 4 9	8,971
H 5 0	8,935
H 5 1	8,924
H 5 2	8,864
H 5 3	8,828
H 5 4	8,793
H 5 5	8,782
H 5 6	8,723
H 5 7	8,688
H 5 8	8,653
H 5 9	8,642
H 6 0	8,584
H 6 1	8,550
H 6 2	4,256

別紙 8

(協定第 12 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間

〔 1 〕 料金の額

1 均一料金の額

- (1) 阪神高速道路における京都線（本協定第 3 条に規定する高速道路の路線名（ 1 ）及び（ 2 ）の路線をいう。以下同じ。）の通常料金の額は、それぞれ 1 回の通行につき、次のとおりとする。

大型車 [車両総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。]

900 円

普通車（大型車以外の自動車をいう。以下同じ。）

450 円

- (2) 京都線のうち、別紙 1 - 1 と別紙 1 - 3 に定める区間とが別紙 1 - 2 に定める区間によって接続するまでの間にあっては、別紙 1 - 1 と別紙 1 - 3 に定める区間を引き続いて通行する自動車のうち、乗継券を提出した自動車又は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETC システム」という。）に当該通行実績を記録した ETC 車（ETC システムを利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETC カード（同令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めた ETC システム利用規程（平成 17 年 10 月 1 日）第 2 条第 1 号に規定する ETC カードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。）については、これを 1 回の通行とみなす。

2 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cカード（ただし、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（以下「E T Cクレジットカード」という。）又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。）のうち会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

イ ポイントの付与

一のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額に応じて、100円につき次の表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと 100円につき 3ポイント	10,000円以下の部分	0ポイント
	10,000円超～35,000円以下の部分	3ポイント
	35,000円超～70,000円以下の部分	5ポイント
	70,000円を超える部分	10ポイント

ロ ポイントによる割引

一のE T Cカードごとに付与されたポイントの累積数が500ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額等に交換できるものとする。

八 弾力的なポイントの付与及び割引

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表又は記ロに定めるポイントによる割引を変更する場合には、あらかじめ機構に届出をする。

(2) 事業者向け多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cシステム取扱道路管理者（六会社及び公社等をいう。）から貸与を受けたE T Cカード（以下「E T Cコーポレートカード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

イ 料金の額に応じた割引

一のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヵ月の合計額（ただし、100円未満切り捨てとする。）に応じて、次の表のとおり割引率を適用する。

月額利用実績	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、あらかじめ機構に届出をする。

(3) E T C前納割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T Cクレジットカード（会社が別に定めるところにより、車載器（E T Cシステム利用規程第 2 条第 1 号に規定する車載器をいう。以下同じ。）とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約 5%
58,000円	50,000円	約14%

- (4) E T C路線バス割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T Cコーポレートカード、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードを使用して通行料金の納付をE T Cシステムを利用して無線通信により行おうとする路線バス（乗車定員 30 人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）

割引率

料金の割引率は 39 パーセント以下とする。

- (5) 障害者割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又は口の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車が E T C システムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

割引率

割引率は 50 パーセント以下とする。

(6) 期間限定 E T C 単路線割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C 車（ただし、京都線のうち、別紙 1 - 1 又は別紙 1 - 3 に定める区間のみを通行する場合に限る。）

割引する額

大型車 200 円

普通車 100 円

(7) 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

割引を適用する自動車

E T C 車

割引率

割引率は 50 パーセント以下とし、個々の企画割引ごとに割引率を設定する。

割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間を設定する。

割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化など社会政策上の目的又は阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

事前の届出

個々の企画割引ごとに記 から記 までの内容について、あらかじめ機構に届出をする。

(8) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

割引を適用する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

事前の届出

個々の社会実験ごとに記 から記 までの詳細について、あらかじめ機構に届出をする。

(9) 割引相互間の適用関係

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及びE T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

E T C路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引、期間限定E T C単路線割引及びE T C前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

イ 重複適用の有無

	マイレージ			…適用あり
多頻度	×	多頻度		×…適用なし
前納	×	×	前納	
単路線				単路線

注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「多頻度」は事業者向け多頻度割引、「前納」はE T C前納割引、「単路線」は期間限定E T C単路線割引をそれぞれ指すものとする。

□ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	期間限定 E T C 単路線割引
2	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引又は E T C 前納割引

〔 2 〕 料金の徴収期間

この協定に係る路線又は区間が供用開始された日から平成 62 年 9 月 30 日までとする。

〔 3 〕 その他

1 けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

2 実施期日等

- (1) この協定事項中、E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカードを使用して通行料金の納付を行う路線バスに対する記〔 1 〕 2 (4) に定める割引の適用については、会社が別に定める日から実施する。
- (2) この協定事項中、記〔 1 〕 2 (6) に掲げる事項については、本協定に係る路線又は区間が供用開始された日から会社が別に定める日まで実施する。
- (3) 京都線供用後の社会経済情勢、周辺道路ネットワークの整備状況、利用交通量の実態等を踏まえ、本事業許可に関わる料金の額等の算定の基礎となった事項が著しく変動したと認められる場合は、料金の額等について改めて検討し、見直しを行うものとする。